**５　学校保健・学校給食**

(1)　児童生徒の健康管理

ア 児童生徒定期健康診断結果報告

(ｱ)　定期健康診断終了後、〔※所定の様式〕により報告する。

(ｲ)　学校は、市町教育委員会へ１部提出する。

(ｳ)　市町教育委員会は、各学校分を集計して尾張教育事務所へ１部提出する。

イ　児童生徒結核健康診断報告

(ｱ)　定期結核健康診断終了後、〔※所定の様式〕により報告する。

(ｲ)　学校は、市町教育委員会へ１部提出する。

　 (ｳ)　市町教育委員会は、各学校分を集計して尾張教育事務所へ１部提出する。

(2)　公立学校教職員の健康管理 　　　 　　 　（県公立学校健康管理要項３章）

ア　公立学校教職員定期健康診断結果報告（結核以外）

(ｱ) 定期健康診断終了後、〔※所定の様式〕により報告する。

(ｲ) 学校は、市町教育委員会へ１部提出する。

　 (ｳ) 市町教育委員会は、各学校分を集計して尾張教育事務所へ１部提出する。

イ　公立学校教職員定期健康診断結果報告（結核）

(ｱ)　定期結核健康診断終了後、〔※所定の様式〕により報告する。

(ｲ)　学校は、市町教育委員会へ１部提出する。

(ｳ)　市町教育委員会は、各学校分を集計して尾張教育事務所へ１部提出する。

　　 〔※については、毎年県教育委員会より示されたものとする。〕

(3)　エピペン使用時の報告　　　　　　　　　　　　　（平成26.４.１　26教健第10号）

学校管理下において、エピペンを使用するに至った場合

ア　速報〔庶様式15〕

　　イ　報告〔庶様式17〕

(4)　感染症発生時の報告 　　 （平成21.４.10　21教健第56号）

ア　第一種感染症（感染症予防法による）、原因不明感染症発生時

(ｱ)　学校は、第一種感染症発生時・原因不明感染症発生時には、学校における感染症発　　　　　 生報告（速報）〔庶様式28-1〕により、学校医・学校薬剤師・市町教育委員会・関係 保健所・尾張教育事務所へただちに報告する。報告体制は、表１「感染症発生時の報告　　　　　 体制」による。

(ｲ)　報告書は、表３「感染症・食中毒等発生時の報告一覧」による。

(ｳ)　第一種感染症については、学校医等の意見を聞いて、終えんと認められた時点で、先に報告した関係機関へ、終えん報告（別途指示）により報告する。なお、発生から終えんに至るまでの経過がわかる資料（発生の１週間ぐらい前から終えんにいたるまでの欠席状況の推移〔庶様式28-2〕）を添付することが望ましい。

(ｴ)　第二種、第三種感染症については、学校保健安全法施行令第６条により、校長が出　　　　　 席停止を指示する。（学校保健安全法施行規則第19条～第21条）

(ｵ)　児童生徒や教職員が麻しん又は麻しんの疑いがあると連絡を受けた場合は、「麻しん報告書（速報）」〔庶様式28-3〕により、市町教育委員会へ報告する。保健所、学校医にも電話等で報告する。

イ　インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）・新型コロナウイルス（新型コロナウイルス様疾患を含む）集団発生時

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（昭和48.10.31　国体保第22号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和５.５.２　５教保第217号）

(ｱ)　学校は、学級・学年閉鎖・休校等の防疫措置を行う場合は、インフルエンザ（イン フルエンザ様疾患を含む）・新型コロナウイルス（新型コロナウイルス様疾患を含む）発生報告〔庶様式29-1〕により、学校医・市町教育委員会・関係保健所へただちに報告し指示を仰ぐ。

(ｲ)　市町教育委員会は、尾張教育事務所へ発生報告〔庶様式29-1〕を１部提出する。

表１　感染症発生時の報告体制



(5)　学校給食の事故 　　　　　　（昭和53.３.30　53教保第155号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （平成21.４.10　21教健第56号改正）

ア 食品及び食材料の事故

(ｱ)　食品及び食材料が配送されたときは、異物の混入、異常な臭味の有無等について　　　　　　的確に検収し、検収の結果、異常を発見した場合には、表３の「感染症・食中毒等発生時の報告一覧」を参考に「学校給食の事故報告書（速報）」〔庶様式　30-1〕により、直ちに電話・ファクシミリ、電子メール等で速報し、健康被害があった場合は、詳細を文書により後日報告する。また、終えん後には、「学校給食の事故報告書（終えん）」〔庶様式30-2〕により報告する。

(ｲ)　学校は、報告書を市町教育委員会へ１部提出する。

(ｳ)　市町教委員会は、尾張教育事務所へ１部提出する。

イ　食中毒事故

(ｱ)　児童生徒のなかに、発熱・下痢等健康に異常のある者が多数発見されたとき及び欠 席者が異常に多いときは、学校医、学校薬剤師、市町教育委員会・関係保健所・尾張教育事務所へ「学校給食における感染症・食中毒等発生報告 （速報）」〔庶様式31〕によりただちに報告し、指示を仰ぐ。

(ｲ)　報告の体制は、表２に準じ、終えんの報告は、〔庶様式32〕により作成し、提出はア (ｲ)(ｳ)に準じる。

ウ　学校給食従事者のノロウィルスによる感染性胃腸炎の発生

(ｱ)　学校給食従事者がノロウィルスに感染し、下のいずれかに該当する場合は、「学校給食従事者のノロウィルスによる感染性胃腸炎発生速報」〔庶様式40-1〕により報告する。

・児童生徒がその給食を食べ健康状態に異常が生じた場合

・給食の献立等変更のため保護者に連絡した場合

・報道機関に情報提供する場合

(ｲ)　報告の体制は、表２に準じ、終えんの報告は、〔庶様式40-2〕により作成し、提出はア(ｲ)(ｳ)に準じる。

表２ 学校給食事故発生時の報告・連絡体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乳業者 |  | 県学校給食牛乳協会 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県学校給食会 |  | 県農水局 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 小中学校 |  | 市町教育  委員会 |  | 尾張  教育事務所 |  | 県教育委員会  保健体育課 |

県保健医療局

関係保健所

各報告・連絡は　　を基本とするが、次の場合は、これに加えて連絡すること。

学　校　医

学校薬剤師

パン・ソフト麺・米飯（委託加工）の場合

牛乳の場合

共同調理場方式の場合

共同調理場

表３　感染症・食中毒等発生時の報告一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告事由 | 報告書の名称 | 様式 | 終えん報告  （様式） |
| 学校給食の異味・異臭､異物混入等の事故が発生した場合 | 学校給食の事故報告書（速報） | 庶様式30-1 | 要  庶様式30-2 |
| 学校給食が原因又は原因と疑われる食中毒等が発生した場合 | 学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報） | 庶様式31 | 要  庶様式32 |
| 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎が発生した場合 | 学校給食従事者のノロウイルスによる感染性胃腸炎　発生速報 | 庶様式40-1 | 要  庶様式40-2 |
| インフルエンザ・新型コロナウイルスによる臨時休業を行う場合 | インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）・新型コロナウイルス（新型コロナウイルス様疾患を含む）発生報告（速報） | 庶様式29-1 | 不要 |
| 第二種・第三種感染症（インフルエンザを除く）による臨時休業を行う場合 | 学校における感染症発生報告  （速報） | 庶様式28-1 | 不要 |
| 第一種感染症、原因不明感染症が発生した場合 | 発病報告書  学校における感染症発生報告  （速報） | 庶様式28-4  庶様式28-1 | 要 |
| 麻しんが発生した場合  （麻しん疑いも含む） | 麻しん発生報告書（速報） | 庶様式28-3 | 不要 |
| 結核が発生した場合 | 発病報告書 | 庶様式28-4 | 不要 |
| 光化学スモッグによるものと思われる被害が発生した場合 | 光化学スモッグ被害調査票  （集団） | 庶様式33 | 不要 |

注１　発生報告（速報）は、電話及びファクシミリ又は電子メールによりできる限り速やかに　　　 行うこと。

　　２　報告は、表２「学校給食事故発生時の報告・連絡体制」により行うこと。

　　３　学校給食事故で健康被害があった場合は、詳細について別途文書にて報告すること。

　　４　第一種感染症等の終えん報告については、別途指示するものであること。

(6)　光化学スモッグによるものと思われる被害の発生時の報告

（昭和50.７.25　50教保第306号）

ア　学校は、光化学スモッグによるものと思われる被害の発生時には、その症状の軽重にとらわれずに別紙様式の光化学スモッグ被害調査票（集団）〔庶様式33〕により調査し、取　　　 　りあえず番号に○印を付した調査項目について、速やかに市町教育委員会及び関係保健　　　　 所へ電話報告するとともに、関係保健所の行う調査に協力すること。連絡体制は、表３　　　　「光化学スモッグ被害者発生時の連絡体制」による。

イ　市町教育委員会は、前記アに掲げる電話報告を受理したときは、速やかに尾張教育事 務所へ電話報告すること。

　 ウ　学校は、後日速やかに光化学スモッグ被害調査票（集団）〔庶様式33〕を作成し、市 町教育委員会、尾張教育事務所を経由し保健体育課へ提出すること。

表４　光化学スモッグ被害者発生時の連絡体制

　 （電話速報）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | | | | | | | |  | | |
|  | | | | | | | | | | |
|  | | 市町教育委員会 |  | 尾張教育事務所 | |  | 県教育委員会  保健体育課 | | |  |
|  | 小中学校 | |  | | | | | | |  |  | |
|  | | | |  | | | |
|  | |
|  | | | | 関係保健所 |  | 県健康福祉部 | |  | 県環境部 | | |  |